

## 第7回和光市個人情報保護審議会会議録

平成16年5月17日（月曜日）

### 本日の議題

- 1 平成15年度個人情報保護取扱事務について
- 2 和光市個人情報保護条例改正について
- 3 その他

### 本日の出席者

石井彰会長、根岸彩子副会長、東洋子委員、浦郷義郎委員、今野清委員、田中明委員、並木修二委員、吉田京子委員（以上8名出席）

事務局 横内企画部長、川畑市政情報課長、松橋課長補佐、本多主任

午前10時2分開会

事務局 審議に入る前に本年4月1日付けで担当職員の異動がありましたので、報告と紹介をさせていただきたいと思います。

### ～報告・紹介～

会長 個人情報保護条例第38条の規定により私が進行役を務めさせていただきます。本日の議題はすでにお配りしてある次第のとおり1つめの議題は平成15年度個人情報保護取扱事務についての報告になります。配布した資料の1から4について説明を求めます。2つめの議題は本日配布した意見書案を含めた個人情報保護条例改正についてで、3つめの議題はその他です。冒頭に申し上げるのもいかなものかと思いますが、意見書案について委員の皆さんの了承が得られれば意見書をまとめた後、市長に提出したいと考えています。では、議題の1番目の平成15年度個人情報保護取扱事務についての説明を事務局に求めます。

事務局 平成15年度における個人情報取扱事務の登録等について報告します。平成15年度個人情報保護制度実施状況は、条例・施行規則の規定に基づく公表事項を記載したものです。これについては、情報公開の実施状況と併せて本日告示を予定しています。概要については、広報わこう6月号およびホームページにも掲載を予定しています。平成15年度に新たに登録された件数は、市長14件、教育委員会3件の合計17件です。登録内容の変更の登録件数は、市長9件、教育委員会1件の合計10件です。主な内訳は、目的外利用の開始1件、外部提供の開始2件です。登録廃止件数は、市長10件、教育委員会2件です。以上から平成16年3月31日現在の総登録件数は479件です。平成15年度は、合計39件の開始、変更、廃止報告がありますが、昨年の72件に比

べ、大幅に減少しています。昨年度は住民記録システムの入替えによる登録等が多かったためです。個人情報の収集の状況については、本人以外から収集した事務の件数は175件、個人情報の目的外利用の状況については、新規利用件数は9件あり、主なものとしては自治会名簿、体育施設利用があり総利用件数は45件です。外部提供の状況については、新規提供件数は7件あり、主なものとしては税や水道料金の徴収等があり総提供件数は40件です。個人情報の開示請求及び訂正等の請求件数並びに内容については、平成15年度の開示請求件数は5件で、内容としては住民票等交付申請書の請求1件、印鑑証明交付申請書3件、その他が1件となっています。それらの請求に係る個人情報の開示決定及び訂正等決定件数については、開示決定（全部開示）1件、一部開示決定1件（住民票等の交付申請書の請求のうち第三者情報の記載（住民票を請求したものが第三者）があったもの）及び不開示3件（すべて不存在のため。）となっています。不服申立てについては、1件もありませんでした。

会長　すでに配布した資料1についての報告でした。実施3年目ということで1回目の事務登録簿より改善されているなど個人的な印象を持ちました。個別の内容につきましては資料2から4に出っていますが、質問や意見がありましたらお願いします。

並木委員　以前にも議論したと思いますが、資料2の「個人情報の記録項目欄」の「思想」が変わっていないのは変える必要がないからなのか。

会長　確かに審議会の中で意見がありました。私自身も同感です。個人情報の項目にあげる必要はないかと思います。個人情報の収集禁止が条例で定められていますが事務局の説明を求めます。

並木委員　資料2の「個人情報の記録項目欄」に26と32が「思想」欄に明記してあるが、応募理由等を書かせていると思うので「主義」や「主張」ならわかるが「思想」と明記するのはいかがなものかと思います。以前も指摘した件ですが今回も変更していない。

事務局　個人情報保護条例第7条の収集禁止情報で「実施機関は、思想、信教及び信条に関する個人情報、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報並びに犯罪に関する個人情報を収集してはならない。」となっています。ただし書きとして「ただし、法令等の定めがあるとき、又は個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報を欠くことができないときは、この限りではない。」と定めています。

会長　実際の事務としてはそのようになっているのですが、「個人情報の記録項目欄」に「思想」と明記するのはどうかという意見がありました。事務局への質問になりますが審議会で「思想」という用語を他の用語に変えられるのか。

事務局　審議会の意見としていただきまして、「思想」という表現を変えたいと思います。

会長 今回の意見について異を唱える方はいらっしゃらないので、審議会の意見としては「思想」という用語は使わないのが好ましいと事務局に意見することがまとまりました。

今野委員 「思想」に替わる用語は何かありますか。

事務局 条例第7条の但し書きにあります「法令等の定めがあるとき、又は個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報を欠くことができないときは、この限りではない。」で情報を収集する場合もあると思います。「思想」に対する項目の表示の仕方で「第7条」と表示させていただけたらと思います。

会長 では、「第7条」として、今後他に何かいい用語があれば提案するということがいかがでしょうか。

並木委員 「思想等」にしたらどうですか。

事務局 補足して説明させていただきます。個人情報取扱事務登録簿がありまして、「情報公開・個人情報保護事務の手引き」266ページの中に個人情報の記録の項目がありまして、「基本的事項に関する情報」、「経歴・能力に関する情報」、「経済状況に関する情報」、「心身に関する情報」、「生活状況に関する情報」、「思想等に関する情報」が表記してあります。このことから記録項目欄を表記の仕方にしてありまして、「思想等」の情報を収集しています。

会長 登録簿の中に「思想等」が表記してあるので「個人情報取扱事務登録目録」の個人情報の記録の項目欄は「思想等」に変更することでよろしいですか。審議会の意見として「思想」から「思想等」に変えていただきたいとこの場で申し上げます。

他に質問や意見がありますか。

並木委員 目的外利用・外部提供が何件か報告されていますが、自治会設立届及び補助金交付事務の和光市自治会名簿が教育委員会の事務に提供されているが、なぜ自治会の補助金交付事務が教育委員会に提供されているのか分からないので、説明してほしい。

事務局 担当課に確認しますので、後で説明させていただきます。

会長 平成15年度個人情報保護取扱事務について他に質問や意見がありますか。

では議題の2に進めさせていただきます。和光市個人情報保護条例改正についての議題になります。今までの審議会でも説明がありましたが、和光市の個人情報保護条例が平成13年に施行し、それ以降に国を中心とした法の改正が行われ、そうした中で個人情報保護行政との整合性を図る見解や審議会での発言等がありました。その中身は総務省が既に示した各市町村の個人情報保護条例に関連して、和光市が先に制定した条例に欠落した部分があり、それについてまず何か対応したほうがいいのではないかとという考えがあり、その内容は本日お配りした資料の中の和光市の今後の検討事項の1から3に書かれています。意見書案につきましては後ほどお諮りすることにして、事務局から和光市の個人情報保護行政が今後どのように動いていくのか、このスケジュール案をもと

に説明していただき、それを踏まえて審議会としての意見をまとめたいと思います。事務局の説明をお願いします。

事務局 説明の前に先ほどご質問のありました外部提供の件であります。小学校の運動会に自治会長を招待することから自治会の名簿の提供を受けたからです。

並木委員 自治会名簿は自治会役員全員の名簿ではないのか。

事務局 自治会名と会長だけであります。氏名、住所、電話番号の情報になります。

今野委員 資料3・4の7で個人情報取扱事務登録簿の個人情報の処理形態欄で「手作業処理のみ」となっているが個人情報目的外利用・外部提供報告書には利用・提供先とのオンライン結合欄が手作業処理のみなのに「有」となっているは。

事務局 手作業処理は紙ベースで作成したものをいい、オンライン結合とは住民記録システムなどの情報があり、それを引出すことです。オンライン結合が「有」については、調べさせていただきたいと思います。

会長 では、スケジュール案をもとに説明をお願いします。

事務局 個人情報保護に関しまして、今まで市として、説明してまいりましたが、かなりの資料がございましたので、ここで簡単にまとめてまいりたいと思います。説明資料は、プロジェクターで写しますが、お手元の資料にてもご覧ください。まず、説明いたします内容は、個人情報保護に関する法整備の経緯と、これに基づく和光市の今後の検討事項に分けてご説明いたします。シート番号（右下に番号が振ってあります）2から4のシートは、個人情報保護に関する法整備の経緯、5から7のシートは、和光市の今後の検討事項になります。まず、2のシートをご覧ください。個人情報保護法の関連5法が公布されております。基本法として、個人情報の保護に関する法律、この中では、国等及び地方公共団体は、除外されております。そこで、国等では、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律及び国から分かれた、独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律、そして情報公開制度及び個人情報保護制度を行うための情報公開・個人情報保護審査会設置法、また国の各省庁を各々規定する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が制定され、施行は、平成17年4月1日からと政令で定められております。次にシート3をご覧ください。総務省からの留意事項で、個人情報保護に関する法律と国の行政機関に係る個人情報法制が充実し、強化されたことを踏まえて、地方公共団体においても、法の趣旨に沿った個人情報保護条例が制定していない団体は、早期に制定すること、及び制定していても法の趣旨に沿ったものにするための見直しを行い、個人情報保護対策を実施するよう平成15年6月16日に総務省から通知が出されております。和光市では、ご存知のとおり、平成12年6月22日に公布し、翌年の平成13年4月1日から施行しております。次にシート4をご覧ください。留意するべき具体的な事項は、おおむね9項目となって

います。

- 1 電算処理とともに、紙ベースなどのマニュアル処理も規定するもので、条例第2条第3号に既に規定されています
- 2 実施機関をすべて執行機関に入れるもので、第2条第2号に規定されています
- 3 開示請求権の規定は第14条から第24条に規定されています
- 4 訂正等の請求権は、第24条から第28条に規定されています
- 5 目的外利用等の際の利用停止請求権については、規定がありません
- 6 外部委託に関する規制は第13条に規定されています
- 7 救済措置として不服申し立ては第31条から第33条に、苦情処理については、第30条に規定されています
- 8 罰則の規定については、規定されていません
- 9 一律オンライン接続の禁止については、12条に法令等に定めがある場合などに関しては、接続することができるよう規定されています

これにより、住民基本台帳ネットワークの接続を行っております。以上のとおり、5と8の事項について、和光市の条例には規定がございません。次に5のシートにて、和光市に規定がないその1として、目的外利用等の際の利用停止請求権については、比較として、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律では、

- 1 利用停止請求期限は、90日と第36条に規定されています
- 2 利用停止決定は、30日以内に行うよう40条に規定されています
- 3 また、個人情報の開示を受けた後でなければ、利用停止請求できないよう開示前主義を取って、停止請求の乱用を防いでおります。このような規定を、条例に規定するよう求められています

次にもう1つの規定については、6のシートをご覧ください。罰則についても、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律では、

- 1 個人情報ファイルの不正に複製し、又は加工したなどに関しては、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 2 保有個人情報を自己若しくは第三者の不正利益をはかる目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 3 職権を乱用し、その職務以外の用に供する目的で個人の記録などを収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 4 偽りなどの不正な手段で開示を受けたものに関しては、10万円以下の過料となっています。条例などに罰則を規定するときなどには、事前に検察庁と協議することが望ましいとされており、浦和地方検察庁からも事前協議を依頼されているところでもあります。また、罰則規定を同一の内容とすると協議に要する時間は短縮され

ることです。次に7のシートをご覧ください。罰則に関してのその他の事項としては、市内犯のみならず、市外犯も規定するのか。また、罰を個人のみならずその所属する団体にまで規定する両罰規定を盛り込むのかどうか、今後検討しなければならないと考えております。さらに、和光市情報公開・個人情報保護審査会に対する罰則に関しましても、法では在職中又はその職を退いた後に、委員として業務上知り得た秘密を漏らしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金となっており、罰則規定を盛り込むか検討していかなければならないと考えております。以上、個人情報保護の法整備の経緯と和光市の今後の課題の要点を説明いたしました。

会長 今、事務局から説明がありましたように2ページから4ページの法整備の経緯はこれまでも審議会の中で意見交換してきたと思いますが、当面は来年の4月1日の施行の前に和光市の条例の整備を進めていく必要があるとの説明でした。話が若干前後しますが、意見書案について少し説明させていただきます。事務局と若干の相談をしながら、この素案を作成しました。この狙いは2つあります。1つは事務局の説明にあったように、法律が完全施行される前に和光市の個人情報保護行政について意見書を提出することにより、事務局や市政のそういった方向性へのアクセルをかける。もう1つは審議会です。これまで審議を重ねてまた勉強してきた中で、このところで市政に対するひとつのパンチというかひとつの刺激を与えて審議会に目を配っているぞ、ということから意見書案をまとめさせていただきました。意見書案につきましては、踏み込んだものは避けました。委員の皆さんの中には、今の事務局の説明にあった和光市の今後の検討事項の1から3について様々なご意見があるかと思いますが、そこまで踏み込むと行政に対してアクセルではなく逆にブレーキをかけることになりますので、2つの項目にしました。意見書案につきましては案文の修正を含めて、今日の審議会ですらまとめただけならば直ちに市長に提出したいと思っております。先ほど事務局から説明した和光市の今後の検討事項について意見や質問をいただいて意見書の取りまとめに移りたいと思っております。

並木委員 スケジュール案について、審議会が5月と8月に意見書を提出するようだが2回提出するのか。

会長 スケジュール案では5月に提出する意見書は本日提出する予定の意見書であり、8月の意見書はこの後事務局から説明あるかと思いますが、事務局が作成した条例改正案についての意見書で、もっと具体的なものになる。スケジュール案について補足説明があれば事務局お願いします。

事務局 スケジュール案について説明させていただきます。5月に今お話のあった意見書を提出していただく予定です。意見書を受けて市としましては条例の案文を作成したいと思っております。条例案文が素案になるわけでありましたが、6月中に素案ができた段階で

もう一度審議会からの意見書を求める文書を事務局側から提出したいと考えております。7月中に意見書をまとめる審議会を2回程度開催していただきまして、8月中に意見を求めた文書に対しての意見書を提出していただきたいと考えております。条例改正案の審議を経て、9月ごろにパブリックコメント等市民参加を考えています。それと並行しまして罰則規定を設けることから検察庁協議が少なくとも2か月程度あります。パブリックコメント等の内容を含め10月ごろにもう一度審議をしていただき、11月上旬には条例改正案を議会に提出し、12月の定例議会で案文の審議を経て4月1日の施行となります。その間の2月、3月の段階で市民へのPRとして広報やホームページで周知していきたいと考えています。

会長 事務局の9月の予定でパブリックコメント、検察庁協議がありますが、検察庁協議は言わば官公庁の中での協議で非常に大事で、条例の整合性を図るためからと思います。パブリックコメントと記載されていますが、読み取り方としましてはパブリックコメント等でよろしいですか。つまり、現在和光市の行政の中でパブリックコメントは今年の1月に施行された和光市市民参加条例に基づく項目がありますが、それだけを指しているのではなく、いろいろな手法を考えていきたいと思います。事務局よろしいですね。

並木委員 検察庁協議が11月の中旬まで続くとなると、それまで審議会で審議を重ねた改正案が検察庁協議で変わってしまう可能性がある。その後は審議会を開催しないのか。大きく変わることはないかとは思いますが、我々が審議したことが検察庁協議で変わっても審議会を開催しないと審議会は何をやっているのかとなってしまう。パブリックコメント等や検察庁協議が終了した後で審議会を開催したほうが良いと思うが。

会長 今の意見は当然のことなので、10月か11月に審議会を開催したいと思います。今年度は条例改正があり、審議の内容も総論ではなく各論に入っていくかと思えます。審議会としては専門の方もいらっしゃいますが、どこまで決めることができるのかということで、罰則規定であれば量刑についてまで踏み込めるのかとそのあたりが難しいかと思えます。審議会として意見をまとめるときは出席者が委員の過半数で、出席した委員の過半数の賛同がなければまとまりませんので、これからの審議会は委員の皆さんに意見を積極的に出していただきたいと思います。意見書案についてのご意見はありませんか。意見書の中で提案を2つ掲げていますが、1つ目は用語について少しかたい感じではありますけど、提出先が専門家ですのでこのようにしました。2つ目については、和光市の今後の検討事項の中に掲げております罰則規定について、2つに分けてありましたけど1つにまとめて罰則規定を設けることとしました。意見書案の案を取って意見書を作成するよう事務局にお願いして、また市長の予定について確認をお願いしたい。

事務局 その前に先ほどの今野委員のご質問の件について説明させていただきたいと思

いますが、よろしいですか。

会長 今野委員のオンライン結合の有無についての質問の件について事務局の説明をお願いします。

事務局 担当課に確認したところ、今回の自治会名簿は紙ベースであり、利用・提供先とのオンライン結合は「無」になります。記入誤りでした。

今野委員 これは直したほうがいいと思います。

会長 各所管課できちんと処理するよう徹底してください。

事務局 資料の差替えをしたいと思いますので、後日送付させていただきます。

会長 訂正したときには必ず全員に届くようお願いします。それでは意見書案の案を取らせていただきます。本来は個人ではなくて審議会としての公文書なので、今後、審議会の公文書になるような会長印を作成してもらうのは可能ですか。

事務局 公文書扱いとして事務局としては会長印の押印があるのをいただきたいことから、審議会会長の印を事務局でご用意させていただきたいと思います。

会長 スケジュール案で次回の審議会の日程は決まり次第連絡する。

並木委員 7月に2とあるのは審議会を2回開催するのか。時期的にいつごろになるのか。

会長 2回行う予定です。できれば1回で審議が進めばいいが、やり取りがありますので、2回行うことになるかと思います。時期的には7月の中旬くらいまでに2回行えばと思います。

並木委員 罰則規定について、今までも罰則がなかったのか。

事務局 いまのところ罰則の規程は設けておりません。

浦郷委員 他の市の中には罰則規定ができつつあるのか。

会長 全国的に見ますと罰則規定を設けている条例がありますが、国に準じたもの、国と異なり市独自の規定を設けるところなどいろいろあるかと思います。近隣の市町村の動きも考慮して、次回の審議会で状況を把握したいと思っています。

～ 市長入室 ～

会長 本日審議会で「和光市個人情報保護行政に関する意見書」がまとまりましたので、市長に提出させていただきます。市民の側に立つべき審議会として、個人情報の保護を積極的に進めていく決断をしていきます。今後の個人情報保護行政について検討するようお願いいたします。

市長 事務局から説明あったかと思いますが、法施行と同時に条例改正の実現に向けて進めます。また、皆さんに相談することがあれば相談させていただく。今後ともよろしくお願いします。おかげさまで今年の1月から市民参加条例がスタートしましてパブリックコメントをいくつかお願いしている段階で、まだ具体的なものになっていません。

4月にくらし安全課ができました。防犯に関するものです。これから具体的な条例づくりを進める動きが始まってきました。その中でいろいろな意味での個人情報保護の課題が一つひとつ出てくるのではないかと思う。これからも、できるだけ情報をオープンにしながらも個人情報は守っていく姿勢でいきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひします。

～ 市長退室 ～

会長 おかげさまで市長に意見書を提出できました。議題の3のその他ですが、次回の審議会の予定であります。市の動きが未確定な要素がありますので、市の動向をにらみつつ、進行係として調整したいと考えています。具体的な日時は未定ですので、決まり次第通知をしたいと考えています。他に意見等がなければ散会とします。

11時08分閉会